

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
2月22日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) .....一

救急病院の認定(医療政策課) .....二

漁業災害補償法第八十条第二項の規定による同意(農林水産政策課) .....三

道路の区域の変更(道路整備課) .....四

道路の供用の開始(道路整備課) .....五

道路の位置の指定(建築指導課) .....六

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課) .....六

土地改良事業の工事の完了(農村整備課) .....七

建設業者の営業所の所在地の不明(監理課) .....七

## 山口県告示第三十八号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月二十二日から同年三月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周防大島町環境生活部生活衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 県道橋東和線道路改良(地家室トンネル) 工事井森工業・ユタカ工業特定建設工事共同企業体
- 住 所 柳井市伊保庄四九〇七番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 県道橋東和線道路改良(地家室トンネル) 工事作業所  
所在地 周防大島町大字地家室字地蔵浜七〇九番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 ( $m^3/時$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
五五	二五	平成三二、 四、一	平成三一、 四、一九	平成三一、 四、二二
備考 「五五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十五号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラントをいう。				

山口県告示第三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前  
評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月二十二日から同年三月十四日ま  
での間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧

No. 1 排水口	排水口	排水の汚染状態の値										排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	その他	常	最大	常	最大	常
七・五	八・五	六・五	一〇	一五	二五	五〇	〇・五	一〇	一五	一	二	九二	一五八・六

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	その他	常	最大	常	最大
処理後	七・五	八・五	六・五	一〇	一五	五〇	〇・五	一〇	一五	一	二	九二	一五八・六

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /時)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たり の使用時間	季節的変動の 要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
鋼鉄製	中和・凝集沈 殿・ろ過	連続	三〇	連	二四時間	変動なし	平成三一、 四、一	平成三一、 四、一九	平成三一、 四、二二	

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	その他	常	最大	常	最大
五五	一一	二〇	三〇	五、〇〇〇	一五	二五	二	四	六	一〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

に供する。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 副政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本果実工業株式会社  
住 所 山口市仁保下郷一七七一番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本果実工業株式会社山口工場  
所在地 山口市仁保下郷一七七一番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用 時間の概略
一〇〇イ (三基)	二〇、〇〇〇 ( $l$ )	平成三二、 三、一五	平成三一、 六、二六	平成三一、 六、二七	断 続	一八時間 変動なし
一〇〇イ (二基)	〃	〃	平成三一、 三、二四	平成三一、 三、二五	〃	〃
一〇〇イ	一、〇〇〇 ( $l$ )	〃	平成三一、 六、二六	平成三一、 六、二七	〃	〃
一〇〇ニ	( $m^3$ /時) 二〇	〃	〃	〃	〃	一二時間
〃	〃	〃	〃	〃	〃	間一・五時
〃	( $m^3$ /時) 一八	〃	〃	〃	〃	一二時間

備考 「一〇〇イ」及び「一〇〇ニ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号の飲料製造業の用に供する原料処理施設及びろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 質 の 量	浮 遊 物 質 の 量	窒 素 の 量	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )				
通 常 最 大	〃	〃	〃	〃	〃	〃



No. 3	No. 2
排	排
水	水
口	口
〃	〃
〃	〃
〃	一〇
〃	一五
〃	五
〃	一〇
〃	一〇
〃	二
〃	三
〃	一
〃	二
三〇	五〇
五〇	一〇〇

山口県告示第四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

社会福祉法人恩賜財団 下関市豊浦町大字小串七の三 平成三四、三、三一  
済生会支部山口県済生 会豊浦病院

山口県告示第四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
山口区域 徳山大津島区域 光区域	総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 主として底びき網又ははえなわを使用して営む漁業以外の漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業

山口県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路 線 名 防府環状線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
防府市沖今宿二丁目三四三五の六地 先から 同市牟礼柳三一五二の一地先まで	最狭 二六・〇〇	最狭 				道路改良工 事の完了による。
	最狭 五三・〇〇					
	九四一・一					

山口県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

県道 防府市沖今宿二丁目三四三五の六地先から  
防府環状線 同市牟礼柳三二五二の一地先まで

平成三十一年二月  
二十二日

山口県告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字上田布施字河原田一・二九の八、 一・三〇の八、一・三〇の九及び一・三〇の八地先	四・〇 四・八	三・八・九	平成三二、 二、八



(三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十一年二月二十二日から同年六月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルゾ南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社万惣 住 所 代表者の氏名  
広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠

- 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番一 辻田 泰徳 三号
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号 佐藤 隆	東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号 辻田 泰徳

- 四 届出年月日  
平成三十一年二月八日
- 五 変更年月日  
平成三十年一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 アルゾ南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社万惣 住 所 代表者の氏名  
株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番一 辻田 泰徳 三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社小澤	—

- 四 届出年月日  
平成三十一年二月八日
- 五 変更年月日  
平成三十年十一月三十日

(四〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営13営農区地区農業競争力強化基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成三十年三月二日

(四一) 建設業者の営業所の所在地の不明

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

平成三十一年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	代表者の氏名	営業所の所在地	許可番号	許可年月日
有限会社善庸	竹下 善巳	下松市潮音町三丁目八番一八号	山口県知事（般一二八） 第一九八三〇号	平成二八、 一〇、二六

平成三十一年二月二十二日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市